

## 西崎運動公園等施設ネーミングライツパートナー募集要項

糸満市では、糸満市ネーミングライツ導入に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本市が選定した以下の施設についてネーミングライツパートナーの募集を行います。

### 1 目的

施設への愛称を付与する権利（ネーミングライツ）を活用することで新たな財源を確保し、施設の良い管理運営に充てることを目的とします。

さらに、民間の資源やノウハウ等を活用して、ネーミングライツパートナーと連携した取り組みを行うことにより、施設の魅力や利用者のサービス向上及び地域の活性化を図ることも目的とします。

### 2 対象施設

#### 「西崎運動公園」

○所在地 糸満市西崎町3丁目1番

○公園面積 15ha

#### 運動公園内対象スポーツ施設の概要

##### ① 名称 糸満市西崎球場

###### ○施設の概要

メインスタンド 建築面積 1,255 m<sup>2</sup>（延床面積 2,616 m<sup>2</sup>）

スコアボード 建築面積 77 m<sup>2</sup>（延床面積 161 m<sup>2</sup>）

競技面積 14,144 m<sup>2</sup>、グラウンド両翼 97.6m、中堅 122m

○構造 メインスタンド PC 材組立式ラーメン構造、スコアボード RC 構造

○竣工年月日 昭和 59 年 3 月

##### ② 名称 糸満市スポーツ観光交流拠点施設

###### ○施設の概要

建築面積 2,982 m<sup>2</sup>（延床面積 2,996 m<sup>2</sup>）

アリーナ、事務所、倉庫、男女（トイレ、ロッカー、シャワー室）、多目的トイレ、会議室

膜屋根 最高高さ 22.36m

○構造 RC 造一部 S 造 2 階建て

○竣工年月日 令和 7 年 3 月

##### ③ 名称 糸満市西崎総合体育館

###### ○施設の概要

延べ面積 4,215.93 m<sup>2</sup> 1階 3,423.93 m<sup>2</sup> 2階 792 m<sup>2</sup>

競技面積 メインアリーナ 1,741 m<sup>2</sup> サブアリーナ 422 m<sup>2</sup>

室別用途 ◎メインアリーナ バドミントン 8 面 バレーコート 3 面 バスケットコート 2 面  
ハンドボールコート 1 面

◎サブアリーナ 柔剣道・バレーコート 1 面 バドミントンコート 3 面

◎その他 トレーニング室・会議室・障害者室・医務室・更衣室・シャワー室・  
放送室・宿直室・管理事務所

◎室内ランニング場 1周約180m幅2m、観覧場2階 固定席376席 立見席440席

○構造 鉄筋コンクリート

○竣工年月日 昭和61年3月

④ 名称 糸満市西崎陸上競技場

○種別 第3種公認陸上競技場

○施設の概要

敷地面積 28,900㎡(グラウンド20,571㎡ メインスタンド4,589㎡ 芝スタンド3,740㎡)

◎1周400m直進115m 8コーストラック 3,000m障害池 各種投てき場

タッチアウト2箇所 選手招集所1箇所 室内雨天練習場50m 医務室 宿直室

トレーニング室 事務室 シャワー室

◎収容人員 メインスタンド3,000人 芝スタンド6,000人

○構造 メインスタンド・鉄筋コンクリート造 グラウンド・全天候舗装(ウレタン、エンボス形状)

○竣工年月日 平成3年10月

⑤ 名称 糸満市多目的広場

○施設の概要

面積 12,600㎡

使用可能種目 野球、サッカー、ゲートボール、ソフトボール

陸上競技場サブグラウンド

⑥ 名称 糸満市西崎プール

○施設の概要

敷地面積 6,234㎡

レクリエーションプール

水面積 流水プール795㎡ 水深1.00m

着水プール120㎡ 水深0.80m

多目的プール172㎡ 水深0.80m

幼児プール113㎡ 水深0.20~0.30m

ウォータースライダー 70m 2基

川下りスライダー 70m 1基

屋内プール(膜屋根構造)

建築面積 1,185㎡

延床面積 1,695㎡ (1階)1,185㎡ (2階)510㎡

施設内容 (1階) 25mプール(6コース) 水深1.20m~1.30m

幼児用プール70㎡ 水深0.20m~0.40m

ギャラリー

(2階)シャワー室・ロッカー室・ギャラリー・会議室等

○竣工年月日 平成9年3月

⑦ 糸満市西崎庭球場

○施設の概要

面積 3,800㎡

テニスコート4面、照明施設有、全天候サンドグラス

### 3 愛称付与の範囲

西崎運動公園に愛称を付与する際、原則「糸満西崎」の地域名は必ず残してください。

例：西崎運動公園 → △△△△パーク糸満西崎

西崎運動公園は複数のスポーツ施設を擁する公園です。個々の施設の愛称は、全てに付与する必要はありません。ご希望に応じて愛称付与施設数を限定することも可能です。

例：糸満市西崎陸上競技場 → ○○track & field 糸満西崎

糸満市西崎総合体育館 → 糸満西崎 ARENA ○○

### 4 ネーミングライツ料

希望金額 年間7,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※応募金額を下回る応募も可能です。

※応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

※応募金額は1万円単位での提示となります。

### 5 契約期間

希望期間 3年以上10年以内

※期間満了後、引き続きネーミングライツパートナーの継続を希望する場合には、優先交渉権があります。

### 6 愛称

#### (1) 愛称の条件

①企業名及び商品名（ブランド名）等を用いて、愛称を提案することができます。

②愛称は施設にふさわしいものとして、親しみやすさや呼びやすさ等の点から市民や施設利用者の理解が得られるものを提案してください。

#### (2) 使用を禁止する愛称

愛称が次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象外とします。

①法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

②公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

③人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

④政治性又は宗教性のあるもの

⑤社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの

⑥個人の宣伝に関するもの

⑦その他愛称として使用することが適当でないと市が認めるもの

#### (3) 愛称の変更

市民や施設利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はできません。ただし、企業名の変更などやむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、市とネーミングライツパートナーで協議のうえ、決定するものとします。

### 7 応募資格

本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び信用を備えた法人その他の団体若しくはそれらにより構成されたグループ又は個人（以下「法人等」）が応募できます。ただし、次の事項に該当する法人等は応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (2) 市から入札参加資格の指名停止措置を受けているもの
- (3) 国税又は地方税を滞納しているもの
- (4) 民事再生法による再生手続中又は会社更生法による更生手続中のもの
- (5) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反しているもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反する事業を行うもの
- (7) 政治性又は宗教性のある事業を行うもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種を行うもの
- (10) その他ネーミングライツパートナーとして適当でないと市が認めるもの

## 8 応募方法等

### (1) 募集期間

令和8年5月7日～令和8年7月31日

※市役所の開庁時間（12～13時を除く）に、必要書類を持参、または郵便書留により提出してください。

### (2) 提出書類

様式1「西崎運動公園等施設ネーミングライツパートナー応募申込書」及び次の書類を添付し、フラットファイル等にファイリングし、8部（正本1部・副本7部）提出してください。

- ① 法人等の概要がわかる資料（パンフレット等可）
- ② 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書（原本）※過去3カ月以内に発行されたもの）
- ③ 決算報告書（直近3か年分）
- ④ 納税証明書（法人税又は所得税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税の滞納がないことの証明書）※個人事業者の場合は、②から④については、それに準ずるもの

### (3) 提出先

糸満市役所 建設部 建設課

住所：沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

電話：098-840-8138 FAX：098-992-5408

E-MAIL kensetsu@city.itoman.lg.jp

### (4) 留意事項

- ① 提案にあたっての費用及び契約締結に係る費用については、提案者の負担となります。
- ② 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ③ 提出書類等は返却いたしません。
- ④ 提出書類等は関係機関に問い合わせを行う目的で使用することがあります。また、糸満市情報公開条例に基づき開示することがあります。

## 9 審査及び決定

### (1) 審査委員会の設置

当該施設に係るネーミングライツパートナー審査委員会を設置し、応募者のネーミングライツパートナーとしての適格性や優先交渉権者の決定等について審査を行います。また、審査にあたり、必要に応じて、応募者からヒアリングを行います。

なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査委員会を設置し、ネーミングライツパートナーとして適しているか否かについて審査を行います。

### (2) 審査項目等

No.	審査項目	審査内容	配点
1	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、分かりやすさ、施設のイメージや設置目的との整合性等	10点
2	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	50点
3	契約期間	希望期間の妥当性	10点
4	地域貢献／社会貢献	・糸満市（沖縄県）内に本社等の有無 ・糸満市の行事・イベントの共催等の実績 ・その他糸満市に対する地域貢献・社会貢献の実績	10点
5	経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安定性等	10点
6	魅力向上、地域活性化、集客の提案	施設の魅力向上、地域活性化、集客に関する提案	10点
合計			100点

### (3) 優先交渉権者等の決定

審査項目に基づき、優先交渉権者及び次点の交渉順位について決定します。

また、各委員の合計点の平均が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しません。

## 10 優先交渉権者との協議

市は優先交渉権者と契約内容について協議を行い、双方が合意する必要があります。

なお、優先交渉権者と協議が整わず合意の可能性がないと市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点交渉権者と協議を行います。

## 11 契約の締結及び公表

### (1) 契約の締結

優先交渉権者（次点交渉権者）と協議が整った場合は、ネーミングライツパートナーとして決定し、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称が頻繁に変更になることを避けるため、ネーミングライツを継続して導入する施設においては、現契約者であるネーミングライツパートナーは、次回契約について、現契約期間満了6ヶ月前までは優先的に交渉できることとします。

### (2) 公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後は、速やかにネーミングライツパートナーの名称、施設の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を市ホームページや広報誌等により広く公表します。

## 12 費用負担

ネーミングライツの導入に伴う費用負担については、次の表のとおりとします。同表において、ネーミングライツパートナーの負担となっている費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板等の新設及び表示変更 ※1		○
新設した看板等の修繕等の維持管理		○
契約期間満了後の原状回復		○
市が発行する印刷物や市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 施設敷地外の看板等の表示変更は、市や関係機関と協議のうえ、可能なものについて行います。新規看板等の設置については、設置の可否も含めて市や関係機関との協議により決定します。

※2 市が発行する印刷物については、残部数や改訂時期等を考慮し、ネーミングライツパートナーと協議のうえ、変更時期を決定します。

## 13 リスク負担

ネーミングライツパートナーが設置又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担はネーミングライツパートナーが負うものとします。

また、その他定めのないリスクが生じた場合の負担は、市とネーミングライツパートナーで協議のうえ、決定するものとします。

#### 1.4 契約の解除

ネーミングライツパートナーの信用失墜行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき理由により、市や対象施設等のイメージが損なわれるおそれのある場合など、ネーミングライツパートナーとして適当でないと認められるときは、市は契約期間の満了を待たずに契約を解除できることとします。

この場合における原状回復等に必要な費用は、ネーミングライツパートナーが負担することとし、市は既に支払いが終わっているネーミングライツ料は返還しないものとします。

また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合であっても、市はその責任を負わないものとします。

#### 1.5 問い合わせ先

糸満市 建設部 建設課 土木整備係

担当者：新垣

電話：098-840-8138 FAX：098-992-5408

E-MAIL kensetsu@city.itoman.lg.jp